

MiYAGi

まちづくりと 地域支え合い

宮城県内外の
生活支援コーディネーターおよび協議体の
取り組みを発信しながら、
住民や専門職・関係機関の意識を高め、
最後まで住み慣れた地域で暮らし続ける
社会づくりを目指します。



CONTENTS

- 2 巻頭
住民が参画する！地域包括ケアシステム
厚生労働省老健局振興課課長補佐 川部 勝一さん
- 4 Interview インタビュー
サービスの受け手から、暮らしと地域をつくる主体へ
宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議 委員長
仙台白百合女子大学 教授 大坂 純さん
- 6 宮城県における地域支え合い・生活支援の推進
- 7 宮城県生活支援コーディネーター養成研修のご案内
- 8 改正介護保険を活かす、これからの地域づくりのポイント

vol.1
創刊号

2015.11

住民が参画する！ 地域包括ケアシステム

2015年4月の介護保険の改正により、今後の中核といえる新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。これは市町村が中心となり、住民の参画を得て、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させるとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。全国の全市町村は、第6期介護保険事業計画（15～17年度）中に予防給付の通所介護・訪問介護を、市町村による新しい総合事業に移行しなければなりません。この改正のねらいについて、厚生労働省老健局振興課課長補佐の川部勝一さんよりお話を伺いました。

地域包括ケアシステムのねらい

国では、重度な要介護状態になっても、地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される環境を「地域包括ケアシステム」と名づけ、仕組みの実現を目指しています。背景には、生活支援サービスのニーズの拡大と、介護人材の不足があります。

10年度の人口を基準とした人口推移では、15年は75歳以上の人口が増加して、64歳以下の生産年齢人口が減少していま

す。高齢化のピークの30年までこの状況が続く、以後は横ばいになります。75歳以上の要介護認定率は3割以上、後期高齢者医療の利用率は100%に近くなっています。

現在、要支援1・2の人で身体介護サービスを利用しているのは1割程度で、9割は調理や買い物、掃除などの生活支援を利用しています。今回の介護保険の改正で、ちよつとしたお手伝いがあれば地域で暮らしていける人のために、地域の力を借りて基盤をつくるという考えを、地域包括ケアシステムの中に組み込まれました。（図1）

図1



厚生労働省老健局振興課課長補佐

川部 勝一さん



新しい総合事業

訪問介護と通所介護は、「地域支援事業」という介護保険の枠を使い、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に組み入れます。既存の介護事業も法の附則の13条のみなし指定によって、この4月から全国で総合事業を実施できる事業所とみなされています。これに加えて、多様な担い手が参画できるように、たとえば住民主体の訪問型サービス、住民主体の通所型サービスをつくるのが、地域支援事業です。高齢者の生活支援に関する活動であれば、その内容は制限しません。

既存の訪問介護事業所や通所介護事業所は、国が建物の面積基準、人員配置基準等を定めて、それを都道府県が指定して、包括報酬で支払われています。今回の地域支援事業では、介護保険の財源を活用し、家賃、光熱水費、コピー代金などの間接補助を担い手となる団体に行うことができます。

また、一般介護予防事業として、高齢者が歩いて行ける、身近な公民館や集会所などで体操教室を行えるような仕組みもつくっていきます。

改正の肝は、地域づくり

社会参加や社会的役割をもつことは、

生きがいと介護予防につながるということが実証されています。今まで高齢者は支えなければならぬ対象でしたが、その発想を転換して、元気な高齢者は担い手となってほしいと考えています。

住民主体の助け合い活動は、すぐに生まれるわけではありません。それを生み出すためのしかけが、「生活支援体制整備事業」です。生活支援体制整備事業では、事業主体を「協議体」と呼び、人やニーズを地域で調整する人を「生活支援コーディネーター」と呼びます。当面は、地域での資源開発とネットワーク構築の充実が目的ですが、ゆくゆくはニーズと取り組みのマッチングも必要になります。活動を生み出す土壌ができるまでには5〜10年がかかります。生活支援体制整備事業を活用して、地域を活性化することが重要なので、総合事業と生活支援体制整備事業を一緒に行うことが大事です。

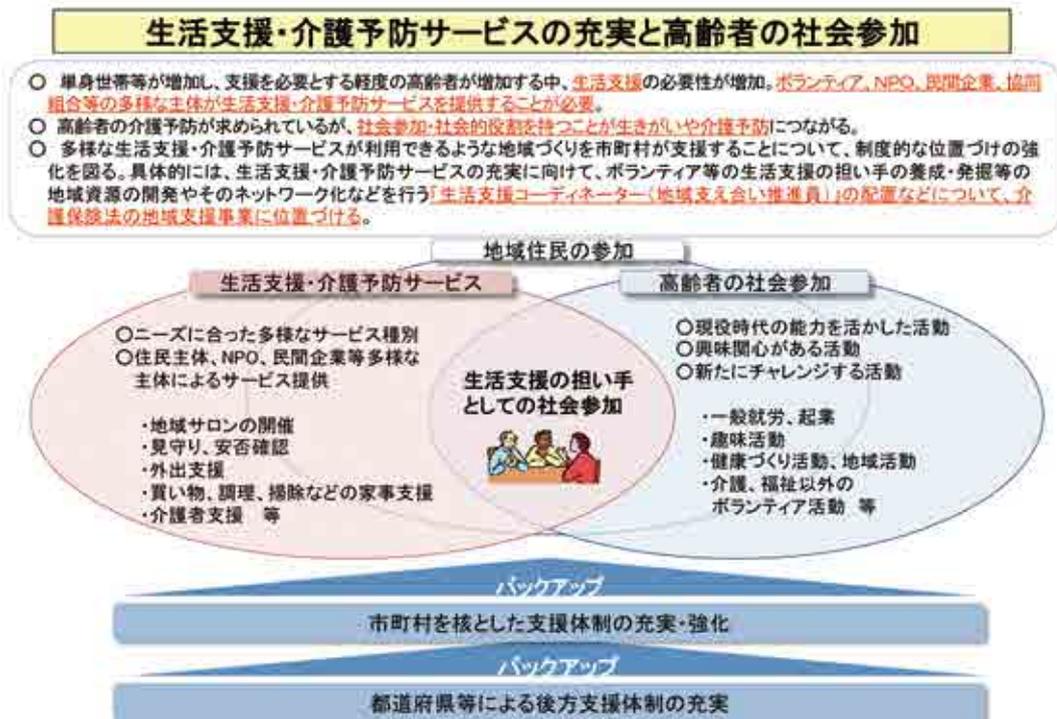
生活支援体制整備事業は消費税増税分を財源としているため、基本的には恒久財源です。今年度は公費で107億円の予算を確保しています。第1層の市町村全域の活動費は800万円、コーディネート料は人件費が500万円、活動費が300万円です。第2層の日常生活圏域では、400万円×日常生活圏域の数が予算となります。

今回の介護保険改正の肝は、地域づくりです。地域づくりを進めるために、住

民が参画をして、住民同士で支え合える仕組みや居場所をつくり、介護保険で補助していくということが新しい「総合事業」です。たとえば毎日通いの場に行けば、住民同士の小さな気づきや見守りが

生まれます。ぜひ新しい総合事業を活用して、そうした気づきから住民主体の支え合い活動を広げてほしいと考えています。

図2



*2015年10月16日に開催された「平成27年度第1回宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」での基調講演を基に編集しました。

サービスの受け手から、

暮らしと地域を

つくる主体へ

宮城県地域支え合い
生活支援推進連絡会議 委員長
仙台白百合女子大学 教授

大坂 純さん



おおさか じゅん

専門は社会学、地域福祉、児童福祉、社会福祉援助技術、医療ソーシャルワーク。仙台市障害者自立支援協議会会長。近著に『改正介護保険における「新しい地域支援事業」の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体』（共同編著、2015年、CLC）。

Profile

介護保険創設の背景には、「介護の社会化」がありました。介護は個人や家族だけの問題ではなく、社会全体で担っていくという価値の転換でした。今回の介護保険改正には、従来型の介護予防から「地域づくり」という価値の転換があります。これは「地域社会の福祉化」を基本に、地域支援事業を考えていくことだといえます。

地域には介護だけでなく、さまざまな暮らしの課題が、「福祉の課題」として解決を必要としています。生活支援の必要な一人暮らしの高齢者や障害者、生活に困窮している人など、さまざまな人たちの悩みに応えるために、生活支援を含めた地域福祉の視点が

求められます。個人の問題ととらえるのではなく、地域の課題としてとらえるのです。つまり、お互いさまという視点を持ち、地域から排除しないということです。たとえば、認知症の人が火の管理ができなくなったとき、危ないで地域で暮らすのは無理だとすぐに決めつけるのではなく、どうしたらその人が地域で暮らせるかをとも考えていくことが求められます。

しかし、地域づくりを制度としてトップダウンでつくることはできません。なぜなら、地域住民自身が地域の福祉課題を考え、住民同士でお互いに行うことができることを実践していくことが求められているからです。そのためのし

かけとして今回生まれたのが、協議体と生活支援コーディネーターの設置です。これまでの地域の支え合いの活動を壊さないよう、そうした活動を認め合い、育むことから始めましょう。

図5は、支え合い活動の展開を樹木で示したものです。根っこにあたる部分、つまり友人や近所とのつき合いといった日常的な活動を大事に育むことが、豊かな地域づくりにつながります。宮城の地で育まれた、住民の工夫と知恵と技をもってこの制度を大きく育て、住み慣れた地域で最期まで住み続けられる宮城を実現させましょう。

図3



図4

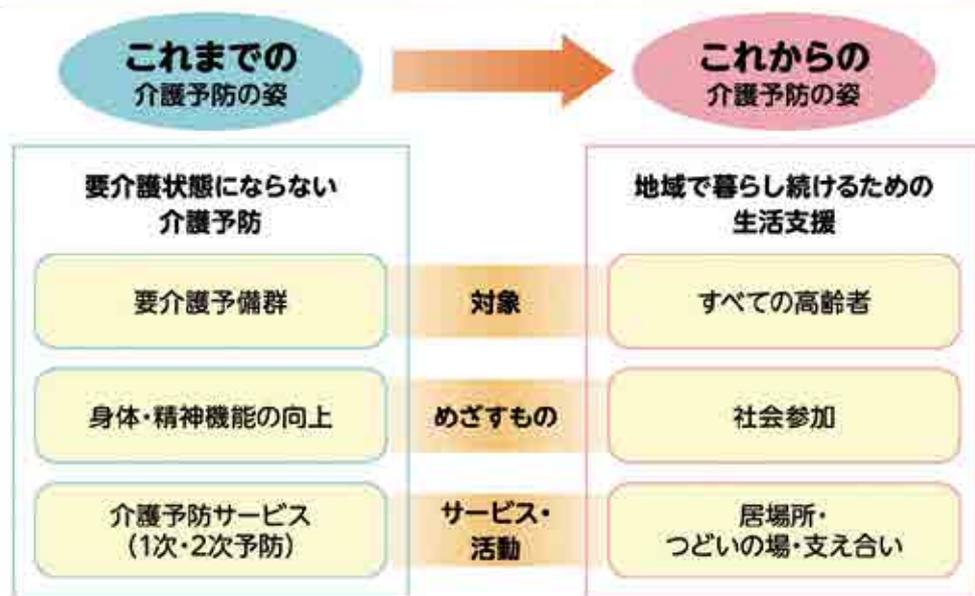
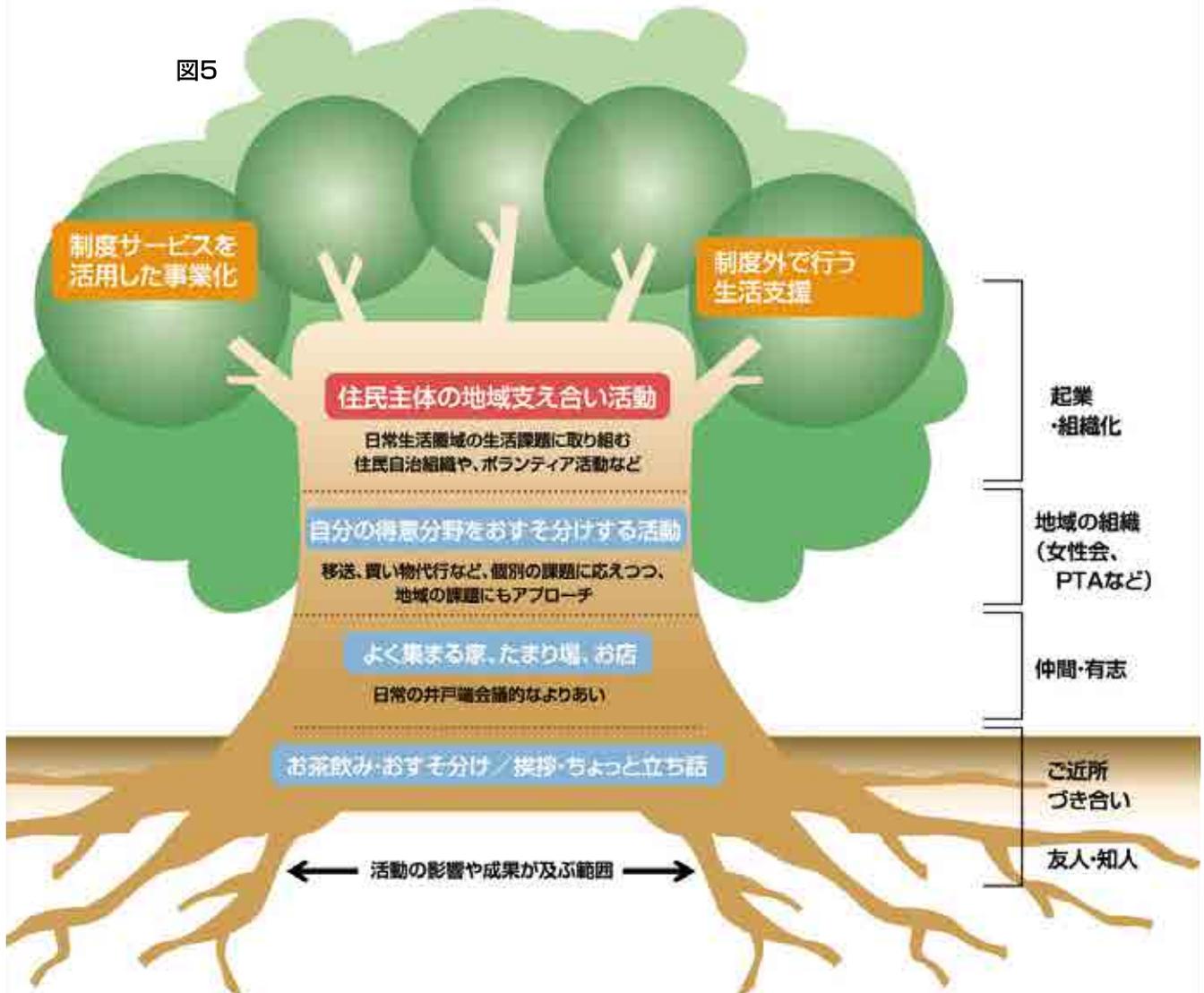


図5



*図3～5は、『改正介護保険における「新しい地域支援事業」の生活支援コーディネーターと協議体』（2015年、CLC）より出典

宮城県における地域支え合い・生活支援の推進

2025年には団塊の世代が75歳を迎え、全人口の2割弱が75歳以上になる超高齢社会が到来します。宮城県でも75歳以上の人口が、2030年まで急速に上昇するとの推計が出ています。また、調理や買いもの、洗濯、掃除などの生活支援を求める高齢者が増えるなか、担い手である15〜64歳の人口は、15年に比べて25年に0.91倍、40年に0.75倍に減少することが見込まれています。高齢者は受け手となるだけでなく、担い手になることを期待されているのです。

地域支え合いプロジェクト

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、自治体が地域の実情に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援を充実させることが大切です。

そこで宮城県では、官民が連携・協働して顔の見える関係をつくろうと、今年7月に「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立しました（会長：村井嘉浩・宮城県知事、46団体で構成）。あわせて、住民を対象にしたシンポジウムや、地域の課題解決に向けた圏域ごとの研修会などを開催し、多様な主体による取組を推進しています。

また、今年10月16日には、「宮城県地

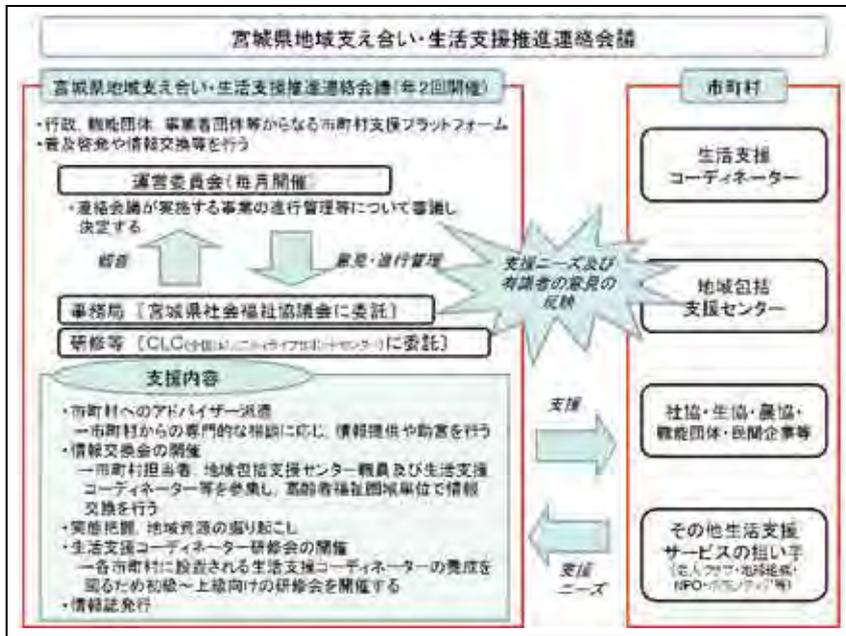


第1回宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議

域支え合い・生活支援推進連絡会議」（27団体で構成）が発足。13人の運営委員会（委員長：大坂純・仙台白百合女子大学教授）を中心に、①市町村へのアドバイザー派遣、②情報収集・支援ニーズの聞き取り、③情報交換会、④生活支援コーディネーター研修会の開催（詳細は次頁）、⑤情報紙の発行など、地域の支え合いや生活支援の充実に向けた市町村の取組を支援しています（図6）。

この連絡会議は、県地域包括ケア推進協議会に置かれた5つの専門委員会の一

図6



かの、「コミュニティ・生活支援専門委員会」が取り組む「地域支え合いプロジェクト」の一つと位置づけられています。宮城県保健福祉部参事兼長寿社会政策課長の村上靖さんは、「地域包括ケアの実現に向けて、地域の実情に合わせた支え合い活動を育む支援をしたい」と話します。

介護保険法改正により、市町村は、17年度に新しい総合事業に移行しなければなりません。県内35市町村のうち、今年度は石巻市、白石市、川崎町の3市町が移行し、16年度は気仙沼市、多賀城市、東松島市、大崎市、大河原町、丸森町、南三陸町の7市町が移行する計画です。

宮城県内市町村の地域支援事業の実施予定 (2015年10月31日現在)

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	未定
新しい介護予防日常生活支援総合事業		3	7	23	—	2
包括的支援事業	在宅医療・介護連携の推進	14	5	3	12	1
	生活支援サービスの体制整備	16	7	5	6	1
	認知症施策の推進	20	5	5	5	—

宮城県 生活支援コーディネーター 養成研修のご案内

生活支援コーディネーターは、市区町村域（第1層）や中学校区域（第2層）に配置されることが想定されており、地域のさまざまな団体や機関における住民・専門職との協働や、配置先の関係者との協働が求められています。こうした特性を活かすため、宮城県では、この研修を生活支援コーディネーターとして配置された人たちのみを対象とするのではなく、住民や専門職も一緒に受講して、チームで暮らしやすい地域づくりが進められる体制づくりを目指します。

★受講必須

制度
の理解

研修1

【半日研修】

初級研修

- 目的と内容：介護保険の改正の趣旨、新しい総合事業と生活支援サービスの体制整備（協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置）を含む地域支援事業とは何かを学びます。
- 対象：協議体の構成メンバーや生活支援コーディネーターのほか、自治会・町内会や地区社会福祉協議会のリーダーなど住民、民生委員・福祉委員、行政や地域包括支援センター・社会福祉協議会などの専門機関、居宅介護支援事業所などの事業所や専門職。

★受講選択

地域
生活支援
の理解

研修1-2

【2日間研修】

「地域福祉コーディネート基礎・実践研修」 受講のための事前研修

- 目的と内容：地域福祉コーディネート基礎・実践研修を受講するにあたり、その理解促進のために事前研修を実施します。
- 対象：地域福祉コーディネート業務の未経験者や各種国家資格等の未取得者など。

★受講必須

コミュニティ
ワークの理解
社会資源
の開発

研修2

【2日間研修】

地域福祉コーディネート基礎・実践研修

- 目的と内容：生活支援コーディネーターの活動の基盤となる地域福祉コーディネートの基礎と実践（コミュニティワークの理解、社会資源の開発など）を学びます。
- 対象：研修1と同じ。（生活支援コーディネーターの任にあたる方を優先します）

★受講必須

協議体と
生活支援
コーディネーター
の理解

研修3

【2日間研修】

生活支援コーディネート基礎・実践研修

- 目的と内容：制度改正の趣旨、協議体の設置と運営、生活支援コーディネーターの役割と具体的な活動、地域資源の把握と開発の方法などを体系的に学びます。
- 対象：研修1と同じ。（生活支援コーディネーターの任にあたる方を優先します）

会場・日時

研修1 初級研修

☆どの会場でも受講可能

【角田会場】	12月 4日(金)	角田市市民センター	☆研修時間【13:00~16:30】
【石巻会場】	12月 11日(金)	石巻市河北総合センター(ビッグバン)	定員150人
【仙台会場】	1月 8日(金)	仙台市福祉プラザ	※仙台会場のみ定員300人
【気仙沼会場】	1月 28日(木)	気仙沼市民会館	
【大崎会場】	1月 29日(金)	古川商工会議所	
【登米会場】	2月 1日(月)	登米市登米公民館	
【栗原会場】	2月 2日(火)	栗原市築館農村環境改善センター	

研修1-2

「地域福祉コーディネート基礎・実践研修」
受講のための事前研修

【仙台会場】	12月21日(月)~22日(火)	宮城県自治会館	☆研修時間(両日)【9:30~16:30】
			定員100人

研修2

地域福祉コーディネート基礎・実践研修

【仙台会場①】	1月 6日(水)~ 7日(木)	戦災復興記念館	☆研修時間(両日)【9:30~16:30】
【仙台会場②】	1月21日(木)~22日(金)	夢メッセみやぎ	定員100人

研修3

生活支援コーディネート基礎・実践研修

【仙台会場】	2月22日(月)	宮城県庁 講堂	☆研修時間(両日)【9:30~16:30】
	~23日(火)	宮城県仙台合同庁舎	定員150人

■申し込み＆お問い合わせ先 全国コミュニティライフサポートセンター(CLC):TEL 022-727-8730

注目!

改正介護保険を活かす、 これからの地域づくりのポイント

高齢者自身を含めた住民が、サービスの受け手から暮らしと地域をつくる主体へ。そして、福祉サービスの提供体制だけでなく、住民同士の助け合いと地域づくりをすすめる体制づくりへ。これが今回の改正介護保険が目指す姿です。こうした方向を受けてスタートした「新しい総合事業」と「生活支援サービス体制整備事業」は、全国一律ではなく、自治体が内容を決め、地域住民とともに育てる事業ですが、ゆえに自治体や住民にとまどいも大きく見受けられます。

ここでは、自治体や地域住民、福祉専門職を対象とした兵庫県及び愛知県でのセミナーでの議論から見てきた、制度の活かし方を紹介します。

(協力:兵庫県社会福祉協議会 荻田藍子、日本福祉大学福祉社会開発研究所・地域ケア研究推進センター 小木曾早苗)

発想の大転換

ーサービスづくりではなく
地域づくりへー



介護保険改正の大きなねらいは、本人が役割をもって多様なつながりを維持できる地域づくりです。「介護から地域づくりへ」、そして「画一的なサービス整備から多様な地域づくりへ」、発想の大転換が自治体にも福祉専門職にも住民にも求められます。

社会参加による 介護予防へ



機能訓練重視の介護予防から、本人の社会参加による介護予防という考え方が全面に出されました。参加したくなるような場がどれだけ地域にあるのか。また、介護が必要になっても参加できる場がどれだけ地域にあるのかが鍵となります。

メンバーを お客さんにしない 「協議体」づくりを

地域の実態をよく知っている住民や関係者、行政と一緒に話し合って決めていくために、各自治体が設置するのが「協議体」です。住民が動きやすくなる実質的な話し合いができる場づくりが最大のポイントなので、一つの協議体だけでなく、地域のいくつかの話し合いの場をつないで重層的な協議体を考える発想も必要です。

社会資源は 開発より 発見



今回の改正で配置される生活支援コーディネーターの役割の一つが、生活支援サービスなどの社会資源の開発です。しかし、地域には、趣味のカラオケ会やお茶のみの場などさまざまな支え合いがすでにあります。そうした資源をまずは発見し、つないでいくと、結果的に支え合いのネットワークで生活が支援されていきます。

生活支援コーディネーターは 後ろ盾があってこそ生きる

生活支援コーディネーターの役割は、自らが社会資源を発見・開発するというよりも、協議体の中で住民が気兼ねなく話し合いができるよう支え、地域の自発的な支え合いを発見して“見える化”することで、地域住民が主体となった支え合いを推進することです。こうした活動は、コーディネーターを配置すれば進むということではありません。チームアプローチや課題解決のための仕組みを含めた条件整備を、セットで考えなければなりません。

